

認 定 通 知 書 (輸 入 者 用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税定率法第 21 条第 8 項の規定により通知します。

この通知について不服があるときは、関税法第 89 条の規定により、この通知があったことを知った日の翌日から起算して、2 月以内に 税関長に対して異議申立てを行うことができます。

記

1. 認定結果 関税定率法第 21 条第 1 項第 5 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記 1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)から の処理を行なうことができます。
- (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記 から のいずれの処理も行わない場合には、関税定率法第 21 条第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

当該物品の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行なうことができます。

当該物品に係る知的財産権の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸入することができます。

当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行なった場合に輸入することができます。

当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせて下さい。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)